

**「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」中間取りまとめ
アクションプラン「本検討会において引き続き検討を深める事項」に関する検討の方向性**

項目	検討の方向性（案）
2. 本検討会において引き続き検討を深める事項	
【第2章 緊急時の輻輳状態への対応の在り方】関係	
●災害時優先電話は、今回の震災における被災地や首都圏等での疎通状況を踏まえて、その安定的な利用の確保の在り方や優先的取扱いの対象機関等について検討を行うことが必要。	・ 災害時優先電話の現状と今回の震災時のつながり具合をレビューする。
●交換機等の設計容量の在り方については、下記通話時間規制など輻輳対策全体との関係も踏まえながら、検討を行うことが必要。	・ 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討中。
●通話時間制限は、制限する通話時間等について社会的コンセンサスが必要となり、また、有効に機能するためには交換機等の処理能力の見直しが必要な場合もあることから、今回の輻輳の実態等を踏まえ、検討を行うことが必要。	・ 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討中。
●通話品質を低下させた電話は、許容される品質の程度等が課題となり、また、交換機等の処理能力の関係も考慮が必要となることから、今回の輻輳の実態等を踏まえ、NGNやLTE等のIP網での実現について、検討を行うことが必要。	・ 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討中。
●携帯電話のメール遅延については、今回の震災での実態等を踏まえ、メールサーバの増強など、その対応の在り方について検討を行うことが必要。	・ NTTドコモでは、メールサーバの更改により、同レベルのトラヒック集中では、当面サーバでの遅延が発生しなくなる見込みであるとしている。また、KDDIでは、2012年12月開始予定のLTEでは、既存方式に依存しないSIP方式を採用することで改善を図るとしているほか、ソフトバンクは、音声サービス系の設備のマイグレーションのタイミング及び新技術の導入に併せた改善が考えられるとしている。

	・ 現在の取組等を踏まえ、引き続き、各電気通信事業者において携帯電話のメール遅延への対応に取り組む。
●国や関係事業者は、輻輳状況や通信規制の状況を共有するとともに、共用した情報を国民に対し効果的に提供できるように、相互連携等について検討を行うことが必要。	・ 輻輳状況や通信規制の情報を二次利用可能な形で公開することについて、別に電気通信事業者を中心とする検討の場を設け、公開する情報の内容や形式等についての統一的ルールを検討する。
【第3章 基地局や中継局が被災した場合における通信手段確保の在り方】関係	
●緊急時における携帯事業者間のローミングについては、被災者等の通信手段確保といった公益的見地からの有効性は否定されないものの、その実現には課題もあることから、緊急通報に限定したローミングを含めて、検討を行うことが必要。	・ 緊急時における携帯電話間のローミングについては、想定外のトラヒック増による輻輳の発生を招くことから、設備の増強が必要となり、それに伴う面的エリアカバーの遅れや復旧現場の混乱を招く可能性があるとの意見（NTTドコモ）が示された一方で、ユーザー利便性という観点から必要又は望ましいとする意見（KDDI、ソフトバンク、イー・アクセス、ウィルコム）も示された。 ・ 実現に当たっての課題としては、通信方式・無線方式の異なる事業者間においては困難である点や、設備改修コストを要する点が挙げられた。 ・ 緊急時における携帯電話間のローミングについて、本検討会としては、両論併記とした上で、ルール化の必要性については、情報通信審議会における検討に委ねる。 ・ 緊急通報（110番、119番等）に限定したローミングについては、災害時だけではなく平常時からの実施を前提に、2009年10月の接続ルールに関する情報通信審議会答申の整理に沿った検討を進めることとし、課題（法令上緊急機関から発信者に呼び返しできる仕組みが必要であること等）の解決等を図るため、電気通信事業者を中心とする協議のための場を設ける方向で検討する。
●迅速な応急復旧作業に必要な資材・燃料や人員等の輸送手段・ルート確保については、関係行政機関やインフラ機関と関係事業者との間における情報共有・連携の在り方について検討を行うこと	・ 情報共有や連携を行うことが必要な関係者としては、内閣府、総務省、経済産業省（資源エネルギー庁）、国土交通省、警察庁、消防庁、自衛隊、地方自治体等が挙げられた。

が必要。	・ 共有すべき情報としては、避難場所、自治体・緊急機関の連絡窓口・移転先、道路の被害状況、通行規制の状況、給油可能箇所、必要な物資等に関する情報が挙げられ、国や地方自治体からこれらの情報を積極的・迅速に提供することが必要との意見が示された。 ・ また、指定公共機関であれば優先的に輸送手段が確保可能な仕組みの構築を求める意見や、指定公共機関に限らず、電気通信事業者であれば優先的な取扱いを受けることを可能とすべきとの意見が示された。 ・ このほか、次のとおり行政手続の柔軟化等を求める意見が示された。 － 燃料搬送上、危険物に関する有資格取得者が必要であるが、人員確保が困難であったため、緊急時の燃料輸送に関して緩和措置を設けるべき。 － 一般車両が通行止めの場合であっても道路通行が可能となる緊急通行車両の制度は、物資の迅速な輸送に有効であったが、手続に時間を要する等の課題があったため、緊急通行車両確認証明書の発行に関する手続について、申請の省略化・柔軟化を図るべき。 － 通行禁止道路通行許可証の早期発行を可能とすべき。 ・ これらの意見について、内閣府や制度所管省庁等の関係行政機関に伝えた上で、災害対応に関する制度や各種計画への反映等、その実現に向けた働きかけを行う。
●避難場所等における通信手段としては、公衆電話、無線LAN、衛星端末等が有効な通信手段として機能。衛星携帯電話の普及促進、衛星インターネットの高速・大容量化、防災拠点における一体的整備、国等による通信手段の迅速な貸与など、今後の整備及び活用の在り方について検討を行うことが必要。	・ 避難場所や防災拠点における通信手段の整備・活用の在り方について検討する。 ・ 総務省において、衛星携帯電話の普及促進に向け、新たな衛星携帯電話サービスの技術基準の整備などを行う。
●非常用電源確保の在り方については、事業者の取組状況等を踏まえ、通信設備の種類・規模等に応じて、検討を行うことが必要。	・ 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討中。
●避難場所として想定される場所には、商用電源とは別の電源確保	・ 避難場所における電源確保について、自治体による取組を促す方策を

について検討を行うことが必要。	検討する。
●自家用発電機の燃料の迅速かつ安定的な確保については、関係機関の連携など、その在り方について検討を行うことが必要。	・ 民－民間の連携として、各事業者において、給油会社との間での連携強化等を検討する。 ・ 行政機関との連携については、次のような取組を求める意見が示されており、これらの意見について、内閣府や制度所管省庁等の関係行政機関に伝えた上で、災害対応に関する制度や各種計画への反映等、その実現に向けた働きかけを行う。 － 緊急時の燃料の確保・輸送に関するルール・体制の確立 － 国家レベルでの燃料確保と業界への割当て － 通行禁止道路通行許可証所有車両等の復旧に係る車両への優先給油や当該給油を行う場所の事前の公開 － 発電発電設備の電気事業法の非常用予備電源としての取扱い － 関係行政機関への情報伝達の効率化 － 地方自治体と石油業界団体との間における供給協定の締結
【第4章 今回の震災を踏まえた今後のネットワークインフラの在り方】関係	
●ネットワークの安全性・信頼性確保の在り方については、事業者の動向等を踏まえつつ、技術基準の在り方を含めて、検討を行うことが必要。	・ 情報通信審議会IPネットワーク設備委員会において検討中。
●伝送路の地中化は、津波対策の観点から有効な手段であることから、自治体電線共同溝等の導入促進の在り方について検討を行うことが必要。	・ 電線共同溝の導入について、自治体による取組を促す方策を検討する。
●被災地における復興計画に合わせて、耐災害性のある通信インフラを多様な形で確保するような拠点整備について検討を行うことが必要。	・ 被災地における復興計画の策定状況を踏まえ、方策を検討する。